



## 農用地の有効利用と流動化をめざし

# 農地三法成立

話し合いの中で積極的推進を

### はじめに

#### 統制から有効利用へ

第九十一回国会で農用地利用増進法を中心にして農地法改正法、農業委員会等に関する法改正法の農地関連三法が成立し、農地の有効利用と流動化を促進する新しい制度の仕組みが設けられ、それぞれ施行(増進法が昭和五十五年九月一日付け、農地法が同年十月一日付け、農業委員会法が同年九月二十日付け)されました。

現在の農業の実情は、農業の担い手が減少し、農地の遊休化が進み、その一方で、規模拡大が停滞し、穀物等の自給度が著しく低下している中で、米をはじめとする主要な農畜産物の過剰など多くの問題を抱えています。この厳しい環境にある農業の建て直しを図るには、やる気のある者が農地と機械をフルに活用し、たくましい農業経営体をつくり上げてゆくとともに、これらの人達を中心とさせて地域の農業生産体制を強化、確立することが重要かつ緊急な課題となっています。

今回の農地関連三法の成立は、以上のような諸問題解決のために、地域の農業者が話し合いの中でお互いの理解と合意のもとに農地の有効利用と流動化を促進し、合わせて担い手農家の育成と農業生産力の増進を図ろうとするものです。

これまでも農地法は昭和三十七年(生産法人制度の導入等)、四十五年(土地の農業上の効率的な利用を図るという目的の規定の追加、十年以上の定期賃貸借で更新しない場合の許可不要等)と改正されましたが、実態は地価の高騰と農地は「貸したらなかなか返してもらえない」という貸し手の不安、心配が強く、請負耕作(ヤミ小作)や荒し作りが多くみられる事情にあります。そこで、五十年には農振法の改正によって、農地法の特例としての農用地利用増進事業が発足し、この制度により農地の貸借を中心に農地の流動化を促進したため、徐々にその成果をみているところですが、いまだその目的を十分に達成するまでには至りませんでした。そこで、今回これをさらに推進するために、従来の農用地利用増進事業のやり方を拡充発展させて、市町村と農業委員会が関係者の協力と合意のもとに、今後強力に農地の有効利用と流動化を推進することとし、農用地利用増進法をはじめとする、いわゆる農地三法の成立をみたわけです。これは従来の農地法の統制にかえて地域農業

者の自主的な農地管理をめざしたもので、事業の成否のカギは関係者の積極的な参画と合意づくりにあります。いかにすれば、農地の有効利用と流動化についての「新しいルール」を、農業者の話し合いを通じて定めようというものです。

### 農用地利用増進法について

#### 一 実施方針を作成し三つの柱で推進

この法律は、大きくわけて「利用権設定等促進事業」、「農用地利用改善事業」、「農作業委託促進事業等」の三つを柱とする農用地利用増進事業の推進により農地の有効利用と流動化を進めることを目的としています。

以下、その三つの柱は、次のとおりです。

##### 一、利用権設定等促進事業

□簡単に安心できる貸借等の推進

農用地に関する利用権や所有権の設定、移転を促進する事業で、これまで行ってきた農振法による簡単な農地の貸借制度である「農用地利用増進事業」を拡大したものです。

この事業を実施しようとする市町村は、(一)及び(三)の二つの柱を加えた三本の柱について「実施方針」を定め、これに基づいて市町村や農業委員会が農地等の貸し手、借り手を掘り起こし、関係権利者全員の同意を得、かつ農業委員会の決定を経て、関係者の農用地等の貸借、売買等を明らかにした「農用地利用増進計画」を作成し、これを公告すれば権利の設定、移転の効力が生じることとなります。

この場合、農地法三条の許可、六条の小作地の保有制限、十九条の賃貸借の法定更新の適用を除外することとされています。つまり、「増進計画」によって農地を貸した場合は、①農地法の許可手続きが要らないこと。②一定の保有制限以上の小作地が持てること。③相互に定め

た時期がくれば貸し手の元に必ずいったん農地を返されることとなります。

このようなことは、これまでの農振法による「農用地利用増進事業」と同じですが、今度の新法では新たに次のようなことが、とり入れられました。

①これまでの事業は農振法の農用地区域内のみで行うことになっていたものを、今度は原則として市街化区域内の農地を除く全農用地で実施できること。

②この事業の対象になる土地が、農用地のほかに農業用施設用地、開発して農用地とすべき土地、混雑林地についても事業を行うことができること。③この事業に係る権利の種類が、これまでの賃貸借、使用貸借による権利のほかに所有権や経営受委託に係る使用収益権も対象となったこと。④権利の受け手として、農業者のほかに経営受託を行う農協、農地

保有合理化法人なども対象となることとなりました。

なお、この事業をより強力に推進するため、補助事業として地域農政特別対策事業の中で、農用地高度利用促進事業が設けられていますが、この事業実施市町村に指定されますと、農地の貸し手、借り手を掘り起こすための農地流動化推進員の活動に対して、補助金が交付されることと、この利用権設定等促進事業等により、農地の賃貸借が行われたものについては、表一のとりの奨励金が農地の貸し手に交付されます。

### 農用地利用増進法の仕組み

